

河合町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年 6月29日

河合町長 岡 井 康 徳

河合町条例第18号

河合町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例

河合町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例（平成27年3月河合町条例第7号）の一部を次のように改正する。

別表第1第2項中

「

C1	市町村民税所得 割課税額 77,100 円以下の世帯	ひとり親世帯等	3,000	0	0
		ひとり親世帯等 以外の世帯	11,200	5,600	0

」を

「

C1	市町村民税所得 割課税額 77,100 円以下の世帯	ひとり親世帯等	3,000	0	0
		ひとり親世帯等 以外の世帯	8,000	4,000	0

」に

改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の河合町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の規定は、平成30年4月1日から適用する。